

第3章 土壌・地下水汚染

1 概況

土壌が有害物質に汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取すること、汚染土壌から溶出した有害物質を含んだ地下水を飲用することなどにより、人の健康に影響を及ぼすおそれがある。また、土壌及び地下水は一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続する蓄積性の汚染の原因となるなど、その態様は河川等の水質汚濁や大気汚染とは異なっている。

このため、環境基本法では、土壌及び地下水の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として環境基準を定めている。

土壌の汚染に係る環境基準（カドミウム始め 29 項目）は、汚染が自然的原因であることが明らかな場所及び廃棄物の埋立地等を除く土壌に適用されている。

地下水の水質汚濁については、カドミウム始め 28 項目の環境基準値が設定されており、この環境基準はすべての地下水に適用されている。

2 地下水水質調査

(1) 概要

地下水の水質の監視については、水質汚濁防止法の規定により愛知県知事が定める測定計画に基づき、地下水質の概況調査等を実施している。

令和4年度は、未把握の地下水汚染を発見することを目的としたメッシュ調査を1地点で実施するとともに、これまでの調査や報告等により判明した地下水汚染の動向等を把握することを目的とした定期モニタリング（継続監視）調査を10地区で実施した。調査地点を図3-1に示す。

(2) 概況（メッシュ）調査の結果

令和4年度は、東山町地内にて、地下水環境基準が定められているカドミウム等27項目について調査を実施した。結果は全ての項目で環境基準に適合した。結果の詳細は資料編3-1(1)に示す。

(3) 定期モニタリング調査の結果

定期モニタリング調査の結果を表3-1に示す。令和4年度は、鷹来町地内、神屋町地内、気噴町地内、内津町字南山地内、内津町字北山地内、坂下町地内及び高蔵寺町地内の計7井戸で環境基準値を超過した。なお、7井戸すべて前年度以前から基準値超過が観測されており、新たに基準値を超過した地点は確認されなかった。結果の詳細は資料編3-1(2)に示す。

(4) PFOS及びPFOAの地下水水質調査の結果

春日井市水道事業者において、町屋第3水源（鷹来町地内）及び町屋第6水源（大手町地内）井戸で、水道水の水質管理目標設定項目の暫定目標値を超過するペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

が検出され、令和4年9月同内容が公表された。

これを受け、周辺の井戸所有者に対し情報提供を実施するとともに、人の健康の保護に関する要監視項目でもあるPFOS及びPFOAについて、水源周辺井戸の水質調査を4年10月から11月にかけて6井戸で実施した。結果は鷹来町地内の1井戸で暫定目標値（暫定指針値）を超過した。結果の詳細は資料編3-1(3)に示す。市は5年度以降、継続的に地下水水質調査を実施する。

表 3-1 定期モニタリング調査の結果

地区	井戸数	調査項目	調査結果
牛山町地内	2	揮発性有機化合物	基準適合
鷹来町地内	2	鉛、ひ素、ふっ素、ほう素	1井戸超過
神屋町地内	3	水銀	1井戸超過
稲口町周辺	1	揮発性有機化合物	基準適合
気噴町地内	2	揮発性有機化合物	1井戸超過
内津町字北山地内	2	ひ素	1井戸超過
内津町字南山地内	1	ひ素	1井戸超過
御幸町地内	1	六価クロム、ほう素	基準適合
坂下町地内	2	水銀、アルキル水銀	1井戸超過
高蔵寺町地内	2	ひ素、ふっ素	1井戸超過

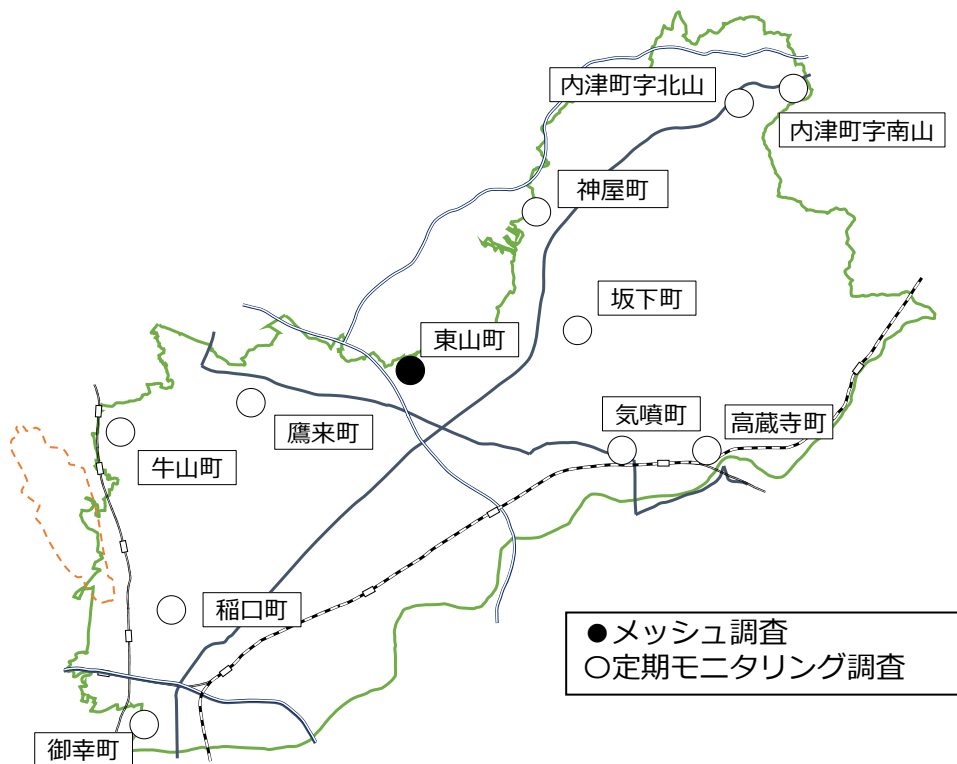


図 3-1 地下水水質調査地点

3 土壤汚染対策

(1) 土壤汚染対策の規制の概要

土壤汚染対策法（以下、法という。）の目的は、土壤汚染による人の健康被害を防止することであり、土壤汚染を見つけ、公に知らせ、また、健康被害が生じる恐れがある土地は汚染の除去等の措置を行う仕組みを定めている。また、改正により、調査のきっかけを増やすことや、適切なリスク管理を推進するために見直している。

県条例では、特定有害物質等取扱事業者に対し、土壤・地下水汚染の未然防止義務、廃止時における土壤・地下水調査の義務等を定めている。また、法及び県条例の規定により汚染が明らかになったときは、生活環境に係る被害が生じることを防止するため、汚染の拡散防止のための措置等を行うことを義務付けている。

市条例では、有害物質使用特定施設設置者に対し、建物等の除却時の調査及び土地の売却時における土壤汚染等調査の義務について定めている。

また、市では、春日井市土砂等の埋立て等に関する条例を制定し、土壤汚染を未然に防止するため、有害物質の基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止、土砂等を搬入して埋立て等を行う一定規模以上の事業に関する計画の届出などに関する規定を定めている。

(2) 土壤汚染対策法に基づく報告等の状況

市では、法に規定されている報告等の受理、審査、指導等を実施している。令和4年度における法の施行状況を表3-2に、有害物質使用特定施設の廃止事業場数及び形質変更時要届出区域の区域数を表3-3に示す。法に基づく調査・報告により、市内で新たに判明した土壤の汚染はなかった。

有害物質使用特定施設の廃止は1件届出され、土壤汚染状況調査の一時的免除の申請を6件受けている。

一定規模以上の土地の形質の変更は22件届出された。1件の届出については、土壤汚染状況調査を一時的に免除する土地であるため、市は法の規定により調査報告命令を発出し、事業者から報告書が提出されている。また、2件の届出については、当届出に併せ、土壤汚染状況調査の報告書が提出されている。なお、3件すべての報告書が、形質変更する土地の地歴調査等から「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」に該当するとの報告であった。

市内の形質変更時要届出区域について、神屋町地内の区域で措置が完了したことを受け4年6月9日に指定を解除しているため、4年度末時点において前年度から1区域減少し、4区域となっている。

表 3-2 土壤汚染対策法施行状況

種類	数
土壤汚染状況調査結果の報告 (第3条第1項及び第4条第2項) (報告件数)	2
土壤汚染状況調査の一時的免除 (申請件数)	6
一定の規模以上の土地の形質の変更 (届出件数)	22
土壤汚染状況調査を一時的に免除する土地 における形質変更に対する調査報告命令及 びその報告 (第3条第8項) (発出件数)	1
形質変更する土地に土壤汚染のおそれがある と認めるときの調査報告命令及びその報告 (第4条第3項) (発出件数)	0
土壤汚染により健康被害が生ずるおそれ があると認めるときの調査報告命令 (発出件数)	0
土地利用状況報告書 (事業場数)	29
形質変更時要届出区域内における土地 の形質の変更 (届出・申請件数)	1
汚染土壤の区域外搬出 (届出件数)	0

表 3-3 有害物質使用特定施設の廃止事業場数及び形質変更時要届出区域の区域数

種類	数
【法第3条の調査契機】 有害物質使用特定施設の廃止 (事業場数)	1
令和4年度末の形質変更時要届出区域 (区域数)	4

(3) 県条例に基づく報告等の状況

令和4年度における県条例の施行状況を表3-4に示す。

県条例に基づく土壤汚染等調査結果報告の報告は5件あったが、全て調査において土壤・地下水汚染は認められないとの結果報告であった。

なお、3年度に判明した汚染の処理計画及び措置完了の報告が1件あり、また、県条例において規定されている形質変更時要届出区域（神屋町地内）における措置の完了の届出が1件あった。

表 3-4 県条例に基づく報告等件数

報告等の種類	件数
土壤汚染等調査結果報告・土壤又は地下水の汚染の状況等の報告	5
過去の特有害物質等取扱事業所等設置状況調査結果の報告	21
土壤又は地下水の汚染の状況等の届出 (汚染の状況及び応急措置内容の届出)	0
汚染の除去等の措置命令の発出	0
土壤汚染等処理計画書の提出	1
汚染の除去等の措置完了の届出	2

(4) 市条例に基づく報告等の状況

令和4年度における市条例に基づく土壌汚染等調査結果の報告等を表3-5に示す。建物除却時等の調査結果の報告はなかった。

なお、法令の規定によらない自主的な調査において、土壌環境基準を超過したとの報告が4年度に1件あった。高森台地内における工事を進める中で亜炭層と思われる地層を調査し、市にその結果が報告された。

表3-5 市条例に基づく報告等件数

報告等の種類	件数
土壌汚染等調査結果報告	0
土壌汚染等調査の猶予	0
是正措置勧告の発出	0
土地利用状況報告書（事業場数）	2

(5) 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例に基づく届出等の状況

令和4年度における特定事業の計画に係る届出等を表3-6に示す。届出等の総件数は181件であり、土砂等の埋立て等を新たに開始する際の届出となる特定事業の計画に係る届出が11件あった。なお、土砂等搬入届出が99件あるが、土砂等の発生元ごとや同一発生元であっても土砂等の量が5,000m³ごとに提出が必要であるため件数が増えている。

表3-6 春日井市土砂等の埋立て等に関する条例に基づく届出等件数

届出等の種類	件数
特定事業の計画に係る届出	11
周辺住民説明状況報告書	19
土砂等搬入届出	99
特定事業変更届出	36
承継届出	0
特定事業完了届出	16
調査、一時停止又は措置命令の発出	0